



Newsletter

ATSUMI & SAKAI
TOKYO | NEW YORK | LONDON | FRANKFURT
www.aplawjapan.com

2022年7月12日

No.IDA_019

インドにおけるカードのトークン化

執筆者：弁護士 丹生谷 美穂／外国法事務弁護士（インド法）アシッシ・ジェジュルカール

概要

クレジットカードやデビットカードのカード情報は、加盟店によりオンラインまたはクラウドシステム上に暗号化形式で保存されますが、この方式はセキュリティ侵害を受けやすいと言えます。トークン化とはカード情報を「トークン」と呼ばれる代替コードで置き替えることを言い、これについてインド準備銀行は2021年にフレームワークを改定しました。その主要点を説明します。

トークン化 (Tokenisation) とは何か

現在、クレジットカードやデビットカードのカード情報は、加盟店によってオンラインまたはクラウドシステム上に暗号化形式で保存されていますが、この方式はセキュリティ侵害を受けやすいと言えます。トークン化とは、これらのカード情報を「トークン」と呼ばれる代替コード（カードおよびトークン申請者の組み合わせに固有のもの）で置き替えることを言います。トークン化されたカード取引では、手続き中にカードの詳細情報が加盟店と共有されることがないため、より安全と考えられており、また消費者はオンライン注文の際に氏名、16桁のカード番号、カード失効日およびセキュリティコードを入力するという面倒な作業から解放されます。なお、消費者が複数のカードを保有する場合は、それぞれのカードがトークン化される必要があります。

インドではデジタル決済が2026年までに3倍に増加すると見込まれており*、カードのトークン化を見越して、Samsung、Google、Reliance等の多くの企業がそれぞれ Samsung Pay, Google Pay および Jio Pay を開始しています。

規制の状況

インド準備銀行 (Reserve Bank of India : RBI) は、Payment and Settlement Systems Act, 2007 (2007年支払決済システム法) に基づき、トークン化を規制しています。RBIは2019年に初めてカードトークン化のフレームワーク (2019年フレームワーク) を導入しましたが、これには多くの

欠点がありました。最大の欠点は、銀行やカード発行会社以外の第三者プロバイダーにトークン化を許可したことであり、これにより安全性やデータプライバシーについて疑念が生じる結果となりました。

そこで業界団体は、カード利用者にとってより現実的かつ安全な制度とするよう、2019年フレームワークの改定を求めて、インド政府およびRBIに対して数回にわたり提言を行いました。これに対応して、RBIは、2021年8月25日および同年9月7日に2019年フレームワークの改定を行いました（2021年フレームワーク）。その主要点は以下のとおりです。

a) カード発行銀行がトークンサービスプロバイダー（TSP）としても行為可能であること

2021年フレームワークは、VisaやMastercardのようなカードネットワークだけでなく、カード発行銀行もTSPとしてトークンを発行することを認めました。銀行は、自行または関係事業体が発行したカードについてのみ、トークンを発行することが可能とされます。

b) トラストデバイスによるトークン化からクラウド上でのトークン化への移行

2021年フレームワークは、クラウドベースでのトークン化を認めています。そのため、トークンにはもはや携帯電話やノートPC等の特定の機器に紐づけられません。

c) データ保管に対する規制

RBIは、2022年7月1日以降はTSPのみにデータ保管を認めることとしました。このため、データ保管を認められていたその他の事業体（加盟店等）は、2022年7月1日より前にデータをすべて削除する必要があります。2022年7月1日以降は、追跡および照会の目的のために、カード番号の下4桁およびカード発行会社の名称を保存することのみ認められます。

加盟店は通常、カード利用者が16桁のカード番号、カード失効日およびセキュリティコードを入力しなくても取引ができるように、ファイルにカード詳細情報を保有しています（カード・オン・ファイル：CoF）。これは、カード保有者がカードによる月々の分割払いやサブスクリプション・サービス（Microsoft Officeのライセンス、Netflix、Amazon Prime、McAfee等）を利用する場合などに、特に重要となります。しかし、2021年フレームワークは、加盟店に対して2022年7月1日以降、このCoFを削除することを求めています。代わりに、CoFのトークン化（カード・オン・ファイル・トークン化：CoFT）、すなわち基本となるデータを、加盟店ではなく、カード会社または発行銀行にとどめる方式を可能としました。

顧客への影響

オンライン上の販売店や加盟店がバックグラウンドで技術変更を実施できなかった場合には、各種プラットフォーム上のオンライン取引のためにカード詳細を保存している約500万人の顧客が、影響を受ける可能性があります。特に電子商取引プラットフォーム、オンラインサービスプロバイダーや小口加盟店は打撃を受ける可能性があります。保存されたカード経由で支払が行われる月払いおよびサブスクリプション契約もまた、新ルールに従う必要があります。RBIは、2022年6月30日までにシステムが円滑に始動する準備が整うことを想定しています。

銀行の約9割はVisaプラットフォームでのトークンを受け入れる体制ができており、これに対してMastercardは後塵を拝していると言えます。RBIは、インド政府のデータローカル化要件の不順守を理由として、Mastercardに対し、2021年7月14日付で新しいカードの発行を禁止しました。

また、銀行やカード発行会社はそれぞれインフラを更新していますが、加盟店側はまだ準備が追い付いていない状況です。

トークン化の円滑な実施に向けては、以下の3つのステップが必要となります。

(i) **トークン・プロビジョニング**：消費者のカード番号がトークンに転換可能である、すなわちカードネットワークの関連インフラに対応する準備が整っていること。

(ii) **トークン処理**：消費者がトークン経由で取引を無事に完了できること。

(iii) **多用途に向けた規模の拡大**：消費者が返金、月払い、オファー、プロモーション等にトークンを使用できること。

2021年フレームワークの導入により、その順守のための技術インフラが更新され、2022年6月30日までに加盟店ならびに各種カード発行会社および銀行の準備が整うことが期待されているところです。

* <https://timesofindia.indiatimes.com/business/india-business/explained-how-india-is-outpacing-the-world-in-digital-payments/articleshow/88580555.cms>

執筆者

弁護士 [丹生谷 美穂](#)（パートナー、東京弁護士会）
Email: miho.niunoya@aplaw.jp

外国法事務弁護士（インド法） [アシシ・ジェジュルカール](#)（パートナー、第二東京弁護士会）
Email: ashish.jeurkar@aplaw.jp

当事務所のインドプラクティスについては[こちら](#)をご覧ください。

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 インドプラクティスチーム
Email: ipg_india@aplaw.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。
また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。